

第一次西園寺内閣の国防政策

——軍備拡張の抑制と積極的外交政策——

はじめに

一 日露戦争後の国内外情勢と第一次西園寺内閣

(一) 日露戦争後の日本をめぐる軍事情勢と財政状況

(二) 第一次西園寺内閣の成立と明治三九年度予算

二 明治四〇年度予算と帝国国防方針等の制定

(一) 日露戦争後の陸軍戦略

(二) 明治四〇年度予算編成における陸軍と大蔵省の対立

(三) 明治四〇年度予算の成立と帝国国防方針等の制定

三 第一次西園寺内閣の積極外交

(一) 第一次西園寺内閣の外交方針と日仏・日露協約の締結

(二) 「サンフランシスコ学童隔離事件」と第一次西園寺内閣の対応

おわりに

平野龍二

はじめに

西洋列強の一国であるロシアと朝鮮半島の勢力圏をかけて戦った日露戦争は、多くの犠牲と莫大な軍費を費やして、日本はようやく勝利することができた。これにより欧米列強による植民地化という明治維新以来の懸念を完全に払拭すると共に、アジアの国として初めて列強の仲間入りを果たした。しかしながら、第二の明治維新とも言えるこの時期は、新たに多くの懸案を抱えていた。幕末以来の大きな脅威であったロシアに勝利し、大陸における権益を獲得した日本は、多難な状況下で新たに国防戦略を再定義しなければならなかったのである。

日露戦争後の時期は一般に桂園時代と称されるが、その国防政策について軍事史や政治外交史の分野では、これまで主に陸軍を中心とした大陸政策や帝国国防方針について研究されてきた。古くは、栗原健や角田順の研究に始まり、北岡伸一はこの時期の大陸政策の展開過程と陸軍の政治的独立過程について陸軍の大陸政策を中心として考察した。また、小林道彦はこうした大陸政策と国内の政治過程を密接に関連づけている。帝国国防方針については、黒野耐がその成立過程などの詳細を明らかにした。⁽¹⁾

日露戦争後の大陸政策や帝国国防方針には、こうした長年にわたる研究の蓄積がある一方で、内閣の政策と陸海軍の関係には十分な注意が払われてこなかった。当時内閣は帝国国防方針の策定に関与できなかったとされているが、⁽²⁾ 予算編成などにより所要兵力の整備に一定の影響を及ぼした。⁽³⁾ また、日仏協約や第一次日露協約の締結、米国との交換公文など、欧米列強との間で積極的な外交を展開した。そこで、本稿では日露戦争後の国防政策の出発点となった第一次西園寺内閣期において、陸海軍が自らの軍事戦略をどのように実現しようとし、内閣がどのように対応していったのかを外交政策も含めて検討していくことにする。

一 日露戦争後の国内外情勢と第一次西園寺内閣

(一) 日露戦争後の日本をめぐる軍事情勢と財政状況

日露戦争後における日本の大きな脅威はロシアの復讐戦であり、兵力整備は陸軍が重点となった。特に、山縣有朋の危惧は大きなものがあつた。日露戦争終結時の極東におけるロシア軍兵力は約一〇〇万にも上り、日本の満洲軍と対峙していたのである。⁽⁴⁾この当時、参謀本部の田中義一中佐は、ロシアが極東において使用し得る兵力を五五個師団と見積もつていた。⁽⁵⁾さらに、陸軍は新たに南樺太、関東州及び韓国に駐兵することになり、その国防態勢は一変したのである。⁽⁶⁾

海軍については、従来から戦備目標としていたロシア艦隊が消滅した上、日露開戦前の第三期拡張計画と戦争中の戦役補充計画によって、戦艦「香取」「鹿島」「薩摩」と装甲巡洋艦「筑波」「生駒」「鞍馬」が既に起工され、さらに戦艦「安芸」と装甲巡洋艦「伊吹」が起工準備中であつた。⁽⁷⁾

また、戦利艦の活用も図られた。日露戦争中に港内で沈没して引き揚げられた艦と日本海海戦で捕獲された艦が修理の後、改名されて日本海軍に編入された。大規模なロシア軍艦の引き揚げと修理活用については部内外から多くの批判もあつたが、日露戦後の財政困難な状況を勘案した斎藤実海相が強く推進した。⁽⁸⁾これらの戦利艦のうち、特に「アリヨール」をはじめとする新鋭戦艦五隻は大口径砲を有する竣工五年以内の艦であり、従来の日本の戦艦に対しても遜色はなかつた。⁽⁹⁾斎藤海相も「日露戦役当時ニ於テ動イタトコロノ、富士辺リノモノトハ稍々伯仲シテ働ケルデアラウト思ヒマス」と議会で答弁している。⁽¹⁰⁾これらの戦艦の獲得により、日本の戦艦勢力は一挙に倍増し、海軍はその戦力化に大きな期待を寄せた。⁽¹¹⁾

さらに、次の目標である米國艦隊は未だ日本近海に來航する能力はないと當時は見積もられており、真珠灣軍

港化の建設予算が米議會を通過したのも一九〇八年であった。⁽¹²⁾したがって、同盟国の英国海軍以外に欧米列強が極東に派遣できる艦隊は無視し得る程度であった。⁽¹³⁾海軍にとつて軍備拡張は急務ではなかったのである。

一方で、強国ロシアと死力を尽くして戦った日露戦争は莫大な軍事費を要した。その額は戦争前年である明治三六年度予算の六倍半余りにも達するものであった。⁽¹⁴⁾このため莫大な借金により戦争を遂行したが、賠償金をとれなかったため厳しい財政状況下であり、日露戦争のために発行した国債総額は二七億四〇〇〇万円に上った。一九〇五(明治三八)年末に開会した第二二回帝國議會では、一般会計から毎年一億一〇〇〇万円を国債の利払いと償還にあてる「国債整理基金特別会計法」を可決させ、三〇箇年で償還する計画を立てた。このため戦争中の非常特別税を永久税とする他、新税の創設なども可決成立し、国民に大きな負担をかけざるを得なかつた。⁽¹⁵⁾

さらに、既に募集した内外公債の未償還残高が膨大な額に達していたため、新たな公債によつて財政を補填することは、既に発行されている公債の価格維持の観点からも困難であつた。したがって、一九〇六年三月に戦後収拾のための臨時事件公債として二億円が募集されたのを最後に、当面は旧債借り換え以外に新たに公債を募集することはできなかつたのである。⁽¹⁶⁾

(二) 第一次西園寺内閣の成立と明治三九年度予算

こうした状況下で、日露戦争中の桂太郎首相と政友会の原敬による政権授受の密約で第一次西園寺内閣が成立した。西園寺公望は組閣にあたり桂と密接に相談している。⁽¹⁷⁾また閣僚の選考では伊藤博文や山縣ら元老に相談し、その了解を得なければならなかつた。未だ元老の影響力は強く、その意向を無視した組閣は困難であつた。⁽¹⁸⁾

与党政友会からは、首相の西園寺の他、党内実力者である原が内相、松田正久が法相に就任した。外相には憲政本党との連携を考慮した原の推薦により加藤高明が第四次伊藤内閣以来の再任となつた。⁽¹⁹⁾蔵相は元老井上馨の

推薦により第一次桂内閣の大蔵次官であった阪谷芳郎が昇格する⁽²⁰⁾。この阪谷は桂前内閣における財政運営の責任者として明治三九年度予算案を編成する上で重要な役割を果たし、政権交代において財政政策の連続性を体现する人物であった⁽²¹⁾。農商務相は貴族院との関係から松岡康毅が、通相には山縣の甥で養子の伊三郎が、文相には薩派との関係から牧野伸顕が選ばれた。陸相は寺内正毅が前内閣から留任し、海相は山本権兵衛前海相の推薦により齋藤次官が昇格した⁽²²⁾。この内閣は、様々な政治勢力に配慮して組閣されたのである。

一九〇六（明治三九）年一月の内閣発足時、既に第二回帝国議会は召集されていたので、当面の政策は桂前内閣のものを踏襲する。当初、この内閣は戦勝による「一等国意識」が高揚している中で、財政難にもかかわらず満韓経営や陸海軍拡張などの積極政策を標榜した⁽²³⁾。そもそも明治三九年度予算案は、日露戦争中の一九〇五年三月、第二回帝国議会閉会後から桂前内閣の手により編成作業が始まったものである。戦争中でもあり、講和への行方も未だ五里霧中の状況で、山縣参謀総長は寺内陸相と協議して大幅な軍備増強を主張する。ところが、大蔵省はこれに消極的であった。当時大蔵次官であった阪谷は桂首相に対し、厳しい姿勢で陸軍との交渉に臨む意向を明らかにする。大蔵省にとって、明治三九年度予算編成における最大の課題は財政整理であった⁽²⁴⁾。

ポーツマス講和条約調印直前の九月、阪谷は井上から講和の概要を知らされ、戦後収拾に関する緊急財政処分案を作成する。この戦争で多額の戦費を公債で賄い、その元利の償却のみでも七〇〇〇〇八〇〇〇万円に上ることが予想された。その後、講和成立後も大蔵省内、枢密院、首相官邸などで戦後財政方針に関する会議が重ねられた⁽²⁵⁾。

しかしながら、桂内閣が編成した予算案は一般会計だけでも日露戦争前の三億円弱から倍増して五億円を超え、臨時軍事費のための特別会計五億円余りを加えると、実に一〇億円を超えた⁽²⁶⁾。戦争が終わったにもかかわらず、この明治三九年度までは軍隊の引き揚げや論功行賞などで多額の臨時軍事費を必要としたのである。また、戦時

増設の四個師団の常設も三九年度から予算化される。⁽²⁷⁾これにより陸軍は、一七個師団態勢となった。

政権交代直後に開かれた政友会大会において、西園寺総裁は松田に演説を代読させているが、財政整理の必要性を認識しながらも、陸海軍の充実についても言及している。そして、財政に関連して国民負担の増大を求め、「国民が上下一致して、断々乎として此一大覚悟を為すことを切に希望」した。⁽²⁸⁾当初西園寺は国民負担による挙国一致により財政問題と軍備拡張を両立させようとしたのである。

予算案は憲政本党と政友会が反対したが、与党政友会と山縣系の大同倶楽部の賛成により、ほぼ原案どおりに可決成立した。また、予算案と共に、戦後財政計画の中心である「非常特別税法中改正案（非常特別税期限撤廃法案）」、「国債整理基金特別会計法案」なども、可決成立させた。⁽²⁹⁾

二 明治四〇年度予算と帝国国防方針等の制定

(一) 日露戦争後の陸軍戦略

米國ポーツマスで講和に向けた交渉が紛糾していた一九〇五年八月、山縣参謀総長は「戦後経営意見書」を認めて、桂内閣に提出した。この意見書で山縣は、満洲と韓国の経営概論と共に日露戦後における東洋政策について述べ、戦争終了後も極東においてロシア陸軍の大きな脅威が残存することに懸念を示した。⁽³⁰⁾

一方で、陸軍戦略は日露戦争以前の守勢戦略から一大転換が図られる。一九〇六年二月に上奏裁可された「明治三十九年度陸軍作戦計画」では、仮想敵国は依然ロシアであったが、攻勢戦略が採用された。⁽³¹⁾また同月、戦時四〇個師団、平時二〇個師団の整備を目指した「明治三十九年二月陸軍拡張案」も児玉源太郎参謀次長を中心として立案された。ところが、この案は戦時五〇個師団、平時二五個師団を構想する山縣案との差が大きく、これ

を奉じる寺内陸相と対立することになった⁽³²⁾。この意見対立を憂慮した参謀本部の田中中佐は、その統一を試み、「随感雑録」を起草して四月に参謀総長へ就任した児玉に提出する。児玉は緊急適切な建議であると認め、山縣と寺内陸相に提示して研究の資とすることを求めた。これを読んだ山縣は、田中に国防方針案の作成を命じる。田中は「随感雑録」を基礎として「帝国国防方針私案」を起草し、八月に山縣へ提出した⁽³³⁾。

その後九月には、参謀本部で平時にまず一九〇二〇個師団を整備し、財政状況の改善を待つて二五個師団に拡張し、戦時には二倍動員して五〇個師団とする「明治三十九年九月陸軍拡張案」が起草される。この案は児玉が急逝したためか、二月の案と比べ山縣の構想に近くなり、二段階に分割して整備するところに特徴があった⁽³⁴⁾。

一〇月、山縣は帝国国防方針制定の必要性を説く「封事」と共に、自ら起草した「帝国国防方針私案」を上奏する⁽³⁵⁾。この帝国国防方針制定の目的は平時に陸海軍共同の基本を確立しておくことや第二次日英軍事協約の基準とすることであったが、最大の目的は日露戦争後の軍備拡張の拠り所とすることであった⁽³⁶⁾。一方で兵力整備については、「明治三十九年九月陸軍拡張案」を基礎に、常備二五個師団を二期に分け、まず当面は二〇個師団を整備し、その後財政状況を見て残りの五個師団を整備する「戦後陸軍軍備充実計画」を寺内陸相が上奏した⁽³⁷⁾。

(二) 明治四〇年度予算案編成における陸軍と大蔵省の対立

寺内陸相は帝国国防方針の「山縣私案」と共に上奏した「戦後陸軍軍備充実計画」を実現するために努力する。ところが、大蔵省の明治四〇年度予算編成方針は、戦後の状況に鑑み、重点を国力の培養に置き、財政計画の樹立にあたっては新たな増税は行わない他、生産的事業の財源に充当すべきものを除き国債の募集は一切行わないこととし、努めて一般経費を節減して歳計の増大を極力抑制するものであった⁽³⁸⁾。

一方で、この第一次西園寺内閣は与党政友会と準与党とも言うべき大同倶楽部に支持されており、この過半数

を超える支持勢力の存在によって政府提出の予算案はさほど大きな削減を加えられずに議会で可決成立する可能性が高かった。⁽³⁹⁾ 西園寺首相も予算の大綱を示しておらず、積極的な日露戦後経営を行うという基調の中で、各省は十分な希望を予算に盛ることが得策であるとして過大な予算を提出する形勢にあった。⁽⁴⁰⁾

その後、各省庁の概算要求は六億六七〇〇万円にも上り、前年の三九年度予算よりも一億五〇〇〇万円以上の超過に至った。⁽⁴¹⁾ 特に陸海軍は大幅な軍備拡張を企図し巨額な予算を要求したのである。こうした状況の下で、一月九日、西園寺首相、寺内陸相、斎藤海相、阪谷蔵相の間で予算調整会議が開かれるが、結論の出ないまま散会した。翌一〇日、寺内は西園寺を訪ね、意見を述べた。既に内奏されている帝国国防方針の「山縣私案」や「戦後陸軍軍備充実計画」に基づいた陸軍予算を説明したと考えられる。西園寺は、これを財政緊縮派の元老井上に相談した。また、桂前首相も調停に入り、一三日夕に西園寺を訪ねた。会谈内容は不明であるが、陸軍と大蔵省をどの程度で折り合わせるかを相談したものと思われる。翌一四日朝、西園寺は阪谷を呼んだが、緊縮財政を守ろうとする阪谷の態度は強硬であった。⁽⁴²⁾

同じ一四日、原は西園寺を訪ねて、議会対策について協議する。この席で西園寺は、阪谷が将来の財政への見通しから陸海軍の軍備拡張案に反対していることを懸念しており、内閣が倒れるかもしれないとその苦しい胸の内を吐露した。そこで原は阪谷を呼んで協議し、①政府が軍拡の方針を決定しても明治四〇年度の予算には計上せず、翌四一年度予算編成までその財源について研究する、②この問題全部を四一年度予算まで引き延ばすという二つの案を提示した。阪谷はなかなか承諾しなかったが、一応数字を纏めて西園寺に提出することになった。阪谷退出後、原は西園寺へ今しばらく内閣は総辞職しない方が得策で、明治四〇年度予算に軍拡計画の一部を出す程度で阪谷に折り合やすうに進言した。⁽⁴³⁾ 原は陸軍に名分を与えて先送りする現実的な案を出したが、阪谷は生真面目に考え、寺内は何とか陸軍案を吞ませようと陸軍予算問題はさらに紛糾していく。⁽⁴⁴⁾

こうした状況下で一月二〇日頃に大蔵省は一億円以上の削減を目指し、歳出総額五億五四〇〇万円という査定案を各省に示した。この査定案では、陸軍の三個師団増設と二年現役制、海軍の軍艦水雷艇補充基金繰入と整備費を全額削除していた。⁽⁴⁵⁾この大蔵省案を入手した寺内は激怒する。調停に入っていた桂に対し、倒閣すら示唆して噛みついた。⁽⁴⁶⁾二二日、桂は井上の意見書を持参して西園寺を訪れ、併せて自らの意見を述べた。この井上と桂の折衷案による斡旋で陸軍拡張をめぐる予算折衝も何とか妥結へと向かう。阪谷も妥協の姿勢を見せた。翌二三日、西園寺は寺内、阪谷らと会談し、もう一度主任者たちに数字を検討させることにした。⁽⁴⁷⁾ところが二四日になって、新案に不満であった寺内は、また異議を唱える。翌二五日に阪谷が寺内を訪ねて会談するが協議は不成立であった。⁽⁴⁸⁾

二六日、西園寺から相談を受けた原は、内閣は軍備拡張を内定するが議会で明言せず、財政計画は明年度までその方針で進行すると閣議で宣言するよう進言する。原の持論である引き延ばし妥協論であった。ところが、二七日の定例閣議に寺内は欠席し、阪谷が予算査定案の提出を報告するのみで討議は見合わされた。その後の折衝でも阪谷は、あくまでも拡張案を決定することに不同意であった。⁽⁴⁹⁾

(三) 明治四〇年度予算の成立と帝国国防方針等の制定

寺内陸相と阪谷蔵相の対立が激化する中で、西園寺は桂に対して辞職の外なしと弱音を吐く。驚いた桂は、その不可を唱えると共に寺内を呼んで説得する。その結果、寺内は一月二九日に西園寺を訪ね、計画を改めて二個師団増設とし、大蔵省より陸海軍への各五〇〇万円ずつの割振りにさらに五〇〇万円を加え、毎年一〇〇〇万円以内にて経常費を支弁し、臨時費は陸軍内でやりくりして二〇〇〇万円を出すことにして折合うよう意見を述べた。そこで、西園寺は阪谷を招いて協議する。阪谷もそれならば大分接近した案なので何とか計算してみると

言ったので、明日の閣議には間に合わないが、近日とにかく大蔵省の対案を見ようと西園寺も希望を繋いだ。この時、陸軍の予算問題は阪谷が折り合うかどうかで決するところまでできていた。原は政友会内閣を守るため、もし阪谷が折り合わなければ、蔵相を代えてでも陸軍と妥協する決意を固める。これには西園寺と松田も同意した。⁽⁵⁰⁾

二月二日、西園寺首相、寺内陸相、阪谷蔵相の間で三者協議が行われ、妥協が成立した。西園寺、阪谷と齋藤海相の間でも協議が行われ、最終的に予算案が纏まった。⁽⁵¹⁾井上と桂の調停により最終的に寺内は譲歩して、陸軍は二年現役制を条件に当面は平時一九個師団態勢となった。⁽⁵²⁾海軍については、当初の原案で新鋭艦による「八八艦隊」の整備を目指し、戦艦三隻、装甲巡洋艦四隻が必要と考えたが、財政状況に鑑み、当面の要求を戦艦一隻、装甲巡洋艦三隻に抑えた。⁽⁵³⁾それでも大蔵省の厳しい査定が入り、要求予算を大幅に減額されて装甲巡洋艦一隻の建造計画が減じられたのである。⁽⁵⁴⁾二月四日、明治四〇年度予算案は閣議決定された。⁽⁵⁵⁾

翌一九〇七年三月九日、第二三回帝国議会で明治四〇年度予算が成立した。総額六億一〇〇〇万円を超え、前年度に対して約一億二〇〇〇万円近くの増加となったが、前年度はまだ臨時軍事費特別会計があり、これを合わせた約九億五〇〇〇万円に比較すれば三億四〇〇〇万円の節減となり、大幅な緊縮と整理が行われた。⁽⁵⁶⁾

議会における予算案審議と同時期に、帝国国防方針制定に向けた検討も進められていく。一九〇六年二月四日、山縣の「帝国国防方針私案」は元帥会議へ諮詢され、二〇日に参謀総長と海軍軍令部長へ国防方針策定に関する勅命が下される。ここから陸海軍主務者による調整が本格的に始まり、翌一九〇七年一月二六日、参謀本部、海軍軍令部がそれぞれ陸海相に国防方針案を送付した。二九日、両大臣より異存なしとの回答を得て国防方針案は纏まった。二月一日、陸海軍から復奏を受けた明治天皇は首相に意見を求め、西園寺は三月に奉答する。四月一九日、帝国国防方針等（「日本帝国ノ国防方針」・「国防二要スル兵力」・「帝国軍ノ用兵綱領」）は元帥会議により復奏され、裁可された。⁽⁵⁷⁾その内の「国防二要スル兵力」で、「先づ明治四十年度ヨリ十九個師団及之ニ伴フ諸

部隊ノ整備ニ着手」という形で明治四〇年度予算は反映されたのである。⁽⁵⁸⁾

「随感雜録」以来の帝国国防方針等の策定経過を辿ってみると、明治四〇年度予算案編成過程が、「国防ニ要スル兵力」に影響を及ぼしたことは明らかである。一九〇六年から一九〇七年初頭にかけての帝国国防方針等の策定過程は、明治四〇年度予算案編成と密接に関連するものであった。

三 第一次西園寺内閣の積極外交

(一) 第一次西園寺内閣の外交方針と日仏・日露協約の締結

こうして西園寺内閣は苦心して軍備拡張を抑制したが、同時に積極的な外交政策を展開する。まず、外債借り換えのため渡米した高橋是清日銀副総裁などを通じ、日本の「平和主義」を積極的に広報した。⁽⁵⁹⁾ 一九〇七年一月の施政方針演説においても、外交重視を明確にしている。強固な日英同盟を挙げ、またロシアとの協商締結交渉を進め、さらに日米間の「サンフランシスコ学童隔離事件」の解決に向けても努力していることを強調した。⁽⁶⁰⁾

既にこの前年の一九〇六年には、歳入不足や東清鉄道の軍事的利用の禁止などにより、極東配備のロシア陸軍は弱体化し、もはや強力な海軍力も存在しなかった。五月に就任したイズボリスキー (Alexander Izvolski) 新外相は、ロシアが日本に対して復讐戦をなし得ないことを認識する。⁽⁶¹⁾ そこで極東において日本と協調し、他方で英とも妥協して専ら国力の休養を図り、これによって露仏同盟を強化することが得策だと考えた。この年の暮れには、将来の平和を保ち得る保証が得られるならば、日露協約締結に向けて多くの譲歩をする用意があることを本野一郎駐露公使に示唆した。⁽⁶²⁾

一方、一九〇六年後半からフランスとの関係改善の動きも始まる。日本がパリで五分利公債の発行を希望した

ところ、クレマンソー (Georges Clemenceau) 首相をはじめとする有力政治家は、この公債問題と仏領インドシナの防衛問題とを併せて解決する協商の締結を示唆した。これら日仏・日露協約締結交渉への動きについて、伊藤、山縣、桂などの有力者に加え、財政的観点から軍備拡張抑制を強硬に主張した阪谷蔵相も熱心に支持した。⁽⁶³⁾

翌一九〇七年二月二日、林外相は本野公使に対し、日本政府は東洋恒久の平和を保障するためロシアと親交を増進することを切望しており、ロシアからの何らかの発議があった場合には応じることを示し、イズボリスキー外相に探りを入れることを訓令する。⁽⁶⁴⁾ 四日、イズボリスキーは本野との会談に際して日露協約締結交渉を提議し、二〇日には協約案を提示した。⁽⁶⁵⁾ 日本側も三月三日の元老会議で対案を決定し、日露交渉は具体化していく。ロシア案が相互の領土保全や清国に対する諸権利行使に関する相互援助などを一般的に規定するに留まったのに対し、日本側の対案は満洲における実質的な勢力範囲の分割や韓国問題にも踏み込んだものであった。⁽⁶⁶⁾ 一日、本野はイズボリスキーに日本側対案を手交した。⁽⁶⁷⁾

一方、この三月にフランスがパリにおける日本外債起債を許可したのを契機に日仏協約締結への動きも本格的に始まる。⁽⁶⁸⁾ 六日、栗野慎一郎駐仏大使はピション (Stephan Pichon) 外相との会談で、パリにおける公債発行計画に関してフランス政府に謝辞を述べると共に日仏協約締結交渉を提議した。⁽⁶⁹⁾ これに対応して二七日、フランスが日仏協約案を提案する。フランス側の主な目的は、清国の領土保全と仏領インドシナ安定のために日本の協力を取り付けることにあった。四月一六日、日本政府はこの日仏協約締結交渉を進めていく方針を閣議決定する。日本の方針は、フランス提案を基礎として清国の領土保全や仏領インドシナにおける最恵国待遇の他、台湾対岸の福建省における日本の特殊権益を認めさせることを加味したものであった。⁽⁷⁰⁾

これに並行してロシアとの交渉も進展していく。これより先の四月三日、イズボリスキーが本野に対案を手交した。ロシア側は日本が韓国問題を持ち出してきたことに対抗して蒙古問題を取り上げる。⁽⁷¹⁾ 一六日、日本政府は

外蒙古のみにおけるロシアの平和的活動を認めることを閣議決定して本野公使へ訓令した。続いて特殊権益をも承認することが、五月八日に本野へ訓令される⁽⁷²⁾。その後、韓国及び蒙古問題に関して日露双方の折衝が重ねられるが、ロシアの権益を外蒙古のみに限定する日本と、韓国問題譲歩の代償が外蒙古のみでは小さすぎるとして蒙古全体を要求するロシアは、双方共に自らの主張に固執して譲らなかつた⁽⁷³⁾。

日露交渉が難航していた六月一〇日、日仏協約が締結された。これは日本が仏領インドシナの領土権を尊重し、隣接する広東、広西、雲南におけるフランスの特殊権益を承認する一方で、フランスは日本の満洲、蒙古、福建における特殊権益を承認するものであつた。この日仏協約締結は日露協約締結交渉を促進する⁽⁷⁴⁾。一四日、日露協約締結に向けた元老会議が開かれ、ロシアが内蒙古を勢力範囲とすることに固執した場合は、韓国問題、蒙古問題双方とも削除して協約を妥結させることが決定された。これに基づき二〇日、日本政府は最終修正案を訓令する。結局のところ、ロシアは勢力範囲を外蒙古に限定することを了承する一方、ロシア側の希望により満洲分界線の終点は東経一二二度で止めることで合意に至つた⁽⁷⁵⁾。

七月三〇日、第一回日露協約が締結される。これは、日本が北満洲と外蒙古におけるロシアの特殊権益を、ロシアが韓国と南満洲における日本の特殊権益を相互に承認する勢力分割協定であつた⁽⁷⁶⁾。緊縮財政下で軍備拡張を抑制せざるを得ない状況で、ロシアとフランスに対して南北の勢力範囲を協定したことは、国防政策上で大きな意義があつた。その後、八月に欧州で英露協約が締結され、従来からの日英同盟、露仏同盟、英仏協約と併せて日英仏露の「四国協商網」が完成した⁽⁷⁷⁾。こうした協商網の構築は、陸軍拡張の必要性を弱めたのである⁽⁷⁸⁾。

(二) 「サンフランシスコ学童隔離事件」と第一次西園寺内閣の対応

日仏協約と日露協約を締結したこの時期、米国との間でも大きな摩擦が生じている。一九〇六年春の大地震発

生から半年後の一〇月一日、サンフランシスコ市学務局が日本人学童を市内の公立学校から東洋人学校へ隔離することを決議した。直ちに上野季三郎総領事が市学務局、市長代理、州知事に抗議するが、いずれも決議の撤回要求には応じられないという回答であった。⁽⁷⁹⁾

この「サンフランシスコ学童隔離事件」により日米関係が急激に険悪化する。総領事の力のみでは問題の解決に限界があると考えた林外相は、二三日、青木周蔵駐米大使へ国務省に対して抗議するよう訓令した。⁽⁸⁰⁾ 地方の問題として発生した学童隔離事件は、日米問題へと発展する。しかしながら、日本政府の対応は冷静かつ自制的なものであった。実利的利害と関係のない問題で日米関係を悪化させることは賢明でないと考え、米国との間で妥協点を見だし、事件の早期收拾を企図したのである。⁽⁸¹⁾ 特に、日本政府はローズヴェルト (Theodore Roosevelt) 大統領に全幅の信頼を寄せており、現地での排日感情を高めないよう留意した。⁽⁸²⁾

これに対してルート (Elihu Root) 国務長官は、一二月二八日、「日米労働者移民相互的禁止協定」を提議した。⁽⁸³⁾ ローズヴェルト政権は、この学童隔離問題の解決には日本人労働者の増加を阻止する必要があると考えたのである。⁽⁸⁴⁾ しかしながら、米国から日本に渡る労働者が皆無に等しい状況では、この条約は片務的であり、日本にとっては受け入れ難いものであった。⁽⁸⁵⁾ 一九〇七年に入ると、カリフォルニア州では日米開戦論まで叫ばれるようになる。移民をめぐる日米間の緊張状態は、戦争の危機まで憂慮させる有様であった。⁽⁸⁶⁾

一月三十一日、ルート国務長官が再び移民禁止協約を提議する。青木大使は国家的体面と両立し得る自主的な対米移民制限の必要性を痛感し、ただしその代償は米国に要求すべきだと考える。日本政府も同様に考え、二月五日、在米日本人の帰化権を米国が承認することを条件に、日本が自主的に移民の渡航制限を行う協定の締結に応じることを閣議決定し、米国側に伝えた。しかしながら、米国側は日本人に帰化権を与えるための帰化法改正は連邦議会での可決が困難であるとの認識であった。⁽⁸⁷⁾

帰化権の付与に固執する日本に対して、ルートは一方的な日本人労働者排斥を示唆して厳しい警告を発する。日本政府は帰化権に対する要求を断念し、米国が日本人移民のハワイ経由による入国を規制することに同意した。この大幅な譲歩により交渉は大きく前進する。日本人移民の米本土転航禁止を含む一九〇七年移民法が米国議会を通過し、ローズヴェルト大統領は三月一四日に日本人移民の本土転航禁止の行政命令を公布した。また、新移民法の成立を見届けたサンフランシスコ市学務局は隔離決議を撤回し、事態は沈静化に向かった。⁽⁸⁸⁾

ところが、新移民法の施行にもかかわらず、その後も日本人移民の入国数は依然増加傾向を辿ったため、カリフォルニア州の排日運動は再燃する。日本人移民は日本の米国西海岸への領土拡張や侵略政策の一環という軍事的脅威と捉えられたのである。⁽⁸⁹⁾この学童隔離問題の発生を機会にローズヴェルト大統領も海軍将官会議に対日戦争計画について諮問していたが、六月一八日、陸海軍統合委員会は日本が太平洋上で圧倒的に優勢であり、米国は大西洋艦隊を太平洋に回航するまで守勢を強いられると報告した。また、同委員会はフィリピン、ハワイ、グアムなどの脆弱性を指摘すると共に、本土西海岸の防衛強化を提言した。このためローズヴェルトは大西洋艦隊の世界周航を決定し、二ヶ月後の八月二三日に太平洋回航が正式発表された。⁽⁹⁰⁾

こうした状況により林外相は、自主的に日本人移民を制限することによって移民問題を暫定的に解決し、日米関係を好転させることを企図する。一月一六日より翌一九〇八年二月一八日までの間、林はオブライエン(Thomas O'Brien)駐日米大使と七回にわたり書簡を往復させる。この「移民に関する日米紳士協定」により、日本が対米移民の自主規制を行う一方で、米国は日本人移民に対して差別的な立法をしないこととし、この問題は解決を見たのである。⁽⁹¹⁾

この間、一月一八日の政友会大会で西園寺首相は、この問題について円満な解決に向けて交渉を進めていることを述べている。⁽⁹²⁾続いて二三日、第二四議会の施政方針演説で、西園寺は前年よりもさらに外交重視を強調する。

日英同盟がますます強固になったことと共に、日仏協約と日露協約の締結について述べた。この移民問題についても、「遠カラズ円満ナル解決ヲ見ルベキコトハ、政府ノ信ジテ疑ハナイノデゴザイマス」と自信を示した。⁽⁹³⁾ こうした言及は諸問題を外交政策で解決していこうとする西園寺内閣の姿勢を明確に示したものである。その後、日本人移民の数は激減した。ローズヴェルト政権の間は、日本政府が「日米紳士協定」を守って移民問題で米国に協力する代わりに、米国政府は満洲における日本勢力圏を黙認し、大陸進出政策を許容したのである。⁽⁹⁴⁾

米国大西洋艦隊の太平洋回航については、既に前年の一月二六日、大西洋岸のハムプトン・ローズ海軍基地を出港した。この艦隊はマゼラン海峡経由で一九〇八年三月一二日にカリフォルニア州のマグダレナ湾に到着する。翌一三日、この大西洋艦隊が世界周航することがメトカーフ (Victor Metcalf) 海軍長官から公式に発表された。この米国艦隊の出港に先立ち、谷口尚真駐米海軍武官は、この回航が政治的目的を伴っていることを指摘し、暗に日本を威嚇して反米心を煽ろうとしていることを報告している。⁽⁹⁵⁾

しかしながら、青木に代わって再任された高平小五郎大使は、一四日、この米国艦隊の日本訪問を招請するよう請訓した。林外相は同意を回訓する。⁽⁹⁶⁾ 米国政府は日本の招請を直ちに受諾した。この年の七月一日、西園寺内閣は総辞職して第二次桂内閣が成立するが、この米国巡航艦隊は一〇月に横浜へ寄港して大歓迎を受ける。日本政府は艦隊将兵に日本側の好意を印象づけ、日米関係の空気を一変させることに成功した。⁽⁹⁷⁾

小村寿太郎外相は、この一変した空気を見逃さなかった。米国艦隊の来航と歓待が日米協商締結のための絶好の機会と捉えて利用する。⁽⁹⁸⁾ 一〇月二五日、高平大使へ太平洋問題に関する協商について提議することを訓令した。高平とルート国務長官の間で交渉が開始され、一月三〇日に「高平・ルート協定」が調印される。⁽⁹⁹⁾ これにより太平洋の現状維持と清国における商工業の機会均等主義を相互に承認することになった。⁽¹⁰⁰⁾ フィリピンの安全の保障と日本の南満洲における特殊權益が相互に承認されたのである。⁽¹⁰¹⁾ こうして「サンフランシスコ市学童隔離事

件」に端を發した「第一次日米危機」は収束したのである。^(地)この第二次桂内閣の時に実を結んだ日米関係の改善は、それまでの重要な期間で政權を担った第一次西園寺内閣の努力の賜物であつた。

おわりに

日露戦争後における日本の大きな脅威はロシアの復讐戦であり、軍備拡張は陸軍が重点となる。一方で莫大な借金により戦争を遂行したが賠償金をとれず、当時の日本は厳しい財政状況下にあつた。こうした状況で成立した第一次西園寺内閣の時に帝国防方針等が策定されたが、その過程は明治四〇年度予算案編成と密接に関連するものであつた。寺内陸相は予算編成において三個師団増設を強く要求したが、阪谷蔵相は財政上の制約から軍備拡張の抑制を主張して譲らなかつた。寺内と阪谷は厳しく対立し、内閣崩壊の危機まで迎える。結局は元老井上と桂前首相の調停により寺内は二個師団増設に譲歩し、当面は平時一九個師団態勢とすることで予算案は閣議決定された。これは翌年四月に策定された「国防二要スル兵力」の中に反映されたのである。

その一方で西園寺内閣は積極的な外交を展開して日仏協約と第一次日露協約を締結する。その後の英露協約と併せて日英仏露の「四国協商網」が完成した。一方で、「サンフランシスコ学童隔離事件」により日米関係が険悪化した。苦心の外交の末、「移民に関する日米紳士協定」を成立させ、移民問題を解決する。また、世界周航中の米国大西洋艦隊の日本寄港を招致する。この招致は次の第二次桂内閣による「高平・ルート協定」に結実した。

こうした西園寺内閣の政策は、西園寺の帝国防方針への奉答に象徴的に見ることができ、すなわち、「我
 国財政ノ状況ハ大戦役ノ後ヲ受ケ、今俄カニ之カ全部ノ遂行ヲ許サザルモノアリ。願クハ暫ク仮スニ時ヲ以テシ、

国力ト相俟テ緩急ヲ参酌セシメラレンコトヲ」と財政状況への配慮から当面の軍備拡張を抑制し、その一方で「外交ニ於テ一方ニハ同盟与国ノ交誼ヲ益親厚ナラシムルコトヲ謀リ、一方ニハ帝国ト利害ヲ異ニスル国際間ノ連合ヲ極力防止スルノ政策ヲ執ラザルベカラズ」と積極的な外交政策を展開していくものであった。⁽¹⁰⁾

この「明治四十年帝国国防方針」では、仮想敵の第一をロシア、第二は米・独・仏と定めている。西園寺内閣は、ロシア、フランス、米国とは勢力範囲などを確定し、ドイツに対しては「四国協商網」で包囲することに成功した。当面の軍備拡張を抑制しつつ、積極外交でそれを補うという政策は成果をあげたと評価できる。

(1) 栗原健編著『対滿蒙政策史の一面——日露戦後より大正期にいたる』(原書房、一九六六年)、角田順『満州問題と国防方針——明治後期における国防環境の変動』(原書房、一九六七年)、北岡伸一『日本陸軍と大陸政策——1906・1918年』(東京大学出版会、一九七八年)、小林道彦『日本の大陸政策 1895・1914——桂太郎と後藤新平』(南窓社、一九九六年)、黒野耐『帝国国防方針の研究——陸海軍国防思想の展開と特徴』(総和社、二〇〇〇年)。

(2) 黒野『帝国国防方針の研究』九八頁。

(3) 小林『日本の大陸政策』一四九頁、室山義正『帝国国防方針』の制定』井上光貞他編『日本歴史大系』第四巻 近代Ⅰ(山川出版、一九八七年)一二〇六頁。

(4) 小林『日本の大陸政策』一〇七、一二九頁。

(5) 「随感雜録」(「田中義一文書」山口県文書館所蔵)。

(6) 防衛庁防衛研究所『戦史叢書 大本営陸軍部(1)——昭和十五年五月まで』(朝雲新聞社、一九六七年)一二九頁。

(7) 海軍歴史保存会編『日本海軍史』第二巻(第一法規出版、一九九五年)三六一―三七頁。

(8) 齋藤子爵記念会『齋藤實伝』第二巻(齋藤子爵記念会、一九四一年)四、四四、五九頁。

- (9) 海軍歴史保存会編『日本海軍史』第二巻、三三―三五頁。
- (10) 「第二十五回帝國議會衆議院委員會議録」明治四二年二月二日付予算委員第四分科（陸軍省海軍省所管）會議録（速記）第二回、九頁（国立公文書館所蔵）。（本稿では、引用文の旧漢字・異体字などは常用漢字に改め、適宜句読点を付した。）
- (11) 海軍歴史保存会編『日本海軍史』第二巻、三三三頁。
- (12) 小林『日本の大陸政策』一三七、一四二頁註三〇。
- (13) 角田『滿州問題と国防方針』六五八頁。
- (14) 大蔵省編『明治大正財政史』第一巻（経済往来社、一九四〇年、復刻、一九五五年）二二四頁。
- (15) 堤恭二『帝國議會に於ける我海軍』（東京水交社、一九三二年、復刻、原書房、一九八四年）二三四頁。
- (16) 高村直助『日露戦時・戦後の財政と金融』井上光貞他編『日本歴史大系』第四巻近代Ⅰ（山川出版社、一九八七年）一四三頁。
- (17) 立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝』第三巻（岩波書店、一九九三年）三六頁。
- (18) 那須宏『第一次西園寺内閣——桂園時代政治史（一）』『岐阜経済大学論集』第一一巻第一・二号（一九七七年六月）二頁。
- (19) 加藤は就任わずか五〇日余りで辞職し、後任には林董駐英大使が就任した。
- (20) 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第五巻（内外書籍、一九三四年、復刻、原書房、一九六八年）一五五頁。
- (21) 伏見岳人『近代日本の予算政治』1900・1914——桂太郎の政治指導と政党内閣の確立過程』（東京大学出版会、二〇一三年）八五―八六頁。
- (22) 松岡八郎『桂園時代と政党』『東洋法学』第一一編第四号（一九六七年一〇月）四八―四九頁。
- (23) 山本四郎『桂園時代の開幕』『史窓』第三五号（一九七七年）四九―五一頁。
- (24) 伏見『近代日本の予算政治』八三―八五頁。
- (25) 故阪谷子爵記念事業会編『阪谷芳郎伝』（故阪谷子爵記念事業会、一九五一年）二八三―二八四頁。
- (26) 山本『桂園時代の開幕』五一頁。

- (27) 大蔵省編『明治大正財政史』第一巻、二六〇頁。
- (28) 明治三九年一月二〇日「政友会大会における総裁演説」立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝』別巻二、八七頁。
- (29) 故阪谷子爵記念事業会編『阪谷芳郎伝』二九三頁、松岡「桂園時代と政党」五〇—五一頁。
- (30) 明治三八年八月山縣侯爵「戦後経営意見書」大山編『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)二七七—二九〇頁。
- (31) 陸軍省編『明治天皇御伝記史料 明治軍事史』下巻(原書房、一九六六年)一五六三—一五六四頁。
- (32) 参謀本部「明治三九・二—三九・一二陸軍拡張案」(宮崎文庫三八)「防衛研究所史料室所蔵」、黒野耐『帝国国防方針の研究』一一二頁。
- (33) 田中義一伝記刊行会編『田中義一伝記』上巻(田中義一伝記刊行会、一九五八年、復刻、原書房、一九八一年)三六四—三六六頁、黒野『帝国国防方針の研究』八五頁。
- (34) 参謀本部「明治三九・二—三九・一二陸軍拡張案」(宮崎文庫三八)、黒野『帝国国防方針の研究』一一二—一一三頁。
- (35) 明治三九年一〇月山縣元帥「帝国国防方針私案」大山編『山縣有朋意見書』二九〇—三〇一頁。
- (36) 黒野耐「『帝国国防方針』政戦略考」『国際政治』第一一二号(一九九六年五月)一七六一—七七頁。
- (37) 参謀本部「明治二九—三九・一〇戦後陸軍軍備充実計画」(宮崎文庫二二)「防衛研究所史料室所蔵」、黒野『帝国国防方針の研究』一一三頁。
- (38) 故阪谷子爵記念事業会編『阪谷芳郎伝』二九七頁。
- (39) 伏見「近代日本の予算政治」九一、九八頁。
- (40) 山本四郎「一九〇七年度予算編成経緯」『ヒストリア』第七八号(一九七八年三月)二四頁。以降、予算案決定までの経緯は、同論文にその多くを負っている。
- (41) 海軍歴史保存会編『日本海軍史』第二巻、一四七頁。
- (42) 一一月一〇日付山縣宛桂書簡、尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』第一巻(山川出

- 版社、二〇〇五年）三四八頁、一月一四日付桂宛西園寺書簡、千葉功編『桂太郎関係文書』（東京大学出版会、二〇〇年）二〇五頁、山本「一九〇七年度予算編成経緯」二六―二七頁。
- (43) 原奎一郎編『原敬日記』第二卷（福村出版、一九六五年）二〇七頁。
- (44) 山本「一九〇七年度予算編成経緯」二八頁。
- (45) 海軍歴史保存会編『日本海軍史』第二卷、一四七頁。
- (46) 一月二〇日付桂宛寺内第二書簡、千葉功編『桂太郎関係文書』二六一頁。
- (47) 一月二四付井上宛西園寺書簡、立命館大学編『西園寺公望伝』別卷一（岩波書店、一九九六年）三八―三九頁。
- (48) 一月二五日付桂宛西園寺書簡、千葉功編『桂太郎関係文書』二〇五―二〇六頁。
- (49) 原編『原敬日記』第二卷、二〇九頁。
- (50) 同右、二〇九―二一〇頁。
- (51) 一月三日付山縣宛寺内書簡、『山縣有朋関係文書』第二卷、三八五頁、一月三日付井上宛西園寺書簡、桂宛西園寺書簡、立命館大学編『西園寺公望伝』別卷一、三九、六〇頁。
- (52) 原編『原敬日記』第二卷、二一一頁。
- (53) 海軍大臣官房編『海軍軍備沿革』（海軍大臣官房、一九三四年、復刻、巖南堂書店、一九七〇年）一三三―一三四頁。
- (54) 海軍歴史保存会編『日本海軍史』第二卷、七四頁。
- (55) 原編『原敬日記』第二卷、二一一頁。
- (56) 故阪谷子爵記念事業会編『阪谷芳郎伝』二九八頁。
- (57) 田中義一「明治三九―四〇年帝国国防方針等策定顛末」（宮崎文庫五八）防衛研究所史料室所蔵、防衛庁防衛研究所『戦史叢書 大本営海軍部・聯合艦隊（一）——開戦まで』（朝雲新聞社、一九七五年）一一〇―一一二、一一〇―一一二頁。
- (58) 「明治四十年日本帝国ノ国防方針」（宮崎文庫一）防衛研究所史料室所蔵。
- (59) 山本「一九〇七年度予算編成経緯」三九―四〇頁。

- (60) 「第二十三回帝國議會衆議院議事速記録」明治四〇年一月二三日付第三号、八頁(国立公文書館所蔵)。
- (61) 角田『滿州問題と国防方針』五四三―五四五頁。
- (62) 外務省政務局第三課編『日露交渉史』(原書房、一九六九年)一三三頁―一三四頁。
- (63) 千葉功『旧外交の形成―日本外交 一九〇〇―一九一九』(勁草書房、二〇〇八年)一七五―一七六頁。
- (64) 二月二日付林外務大臣ヨリ在露国本野公使宛「日露協商ニ関シ我態度回訓ノ件」外務省編『日本外交文書』第四〇卷第一冊(日本國際連合協会、一九六〇年)九八頁(以後、『外文』四〇卷Ⅰのように略記する)。
- (65) 二月六日付在露国本野公使ヨリ林外務大臣宛「日露和親ノ基礎及方針ニ関シ露外相ト意見交換ノ件」、二月二日付在露国本野公使ヨリ林外務大臣宛「露国外相ヨリ提出ノ日露協約案報告並意見上申ノ件」『外文』四〇卷Ⅰ、九八―一〇〇、一〇三―一〇七頁。
- (66) 三月三日付元老會議決定「露国政府ノ日露協約案ニ対シ日本政府対案決定ノ件」『外文』四〇卷Ⅰ、一〇八―一〇九頁、千葉『旧外交の形成』一七六頁。
- (67) 三月二日付在露国本野公使ヨリ林外務大臣宛「日露協約ノ我对案提出並右ニ関スル露外相トノ会谈報告ノ件」『外文』四〇卷Ⅰ、一一四―一二五頁。
- (68) 池井優『日本外交史概説』三訂版(慶應義塾大学出版会、一九九二年)一〇〇頁。
- (69) 三月八日付在仏国栗野大使ヨリ林外務大臣宛「日仏協商ニ関シ仏国外務大臣ノ意向報告ノ件」『外文』四〇卷Ⅰ、四七頁。
- (70) 三月二七日付在仏国栗野大使ヨリ林外務大臣宛「日仏協約ニ関スル仏国ノ提案報告ノ件」、明治四〇年四月一六日閣議決定「日仏協商ノ件」『外文』四〇卷Ⅰ、四八、五五―五六頁、小倉和夫「日仏協商とベトナム独立運動家に對する日本政府の反応」『環』第四〇卷(二〇一〇年冬)三二四―三二五頁、千葉『旧外交の形成』一七七頁。
- (71) 四月三日付在露国本野公使ヨリ林外務大臣宛「日露協約日本案ニ対シ露国外相ヨリ対案提出ノ件」『外文』四〇卷Ⅰ、一一〇―一一一頁。
- (72) 四月一六日付閣議決定「日露協約ノ露国対案ニ関スル在露本野公使宛訓令案」、四月一八日付林外務大臣ヨリ在露国本野公使宛「日露協約ノ露国対案ニ関スル訓令電送ノ件」、五月八日付林外務大臣ヨリ在露国本野公使宛「日露

- 協約案中蒙古関係取極案ニ付訓令ノ件」『外文』四〇卷Ⅰ、一二四—一二七、一三八頁。
- (73) 五月二七日付林外務大臣ヨリ在露国本野公使宛「外蒙古並松花江航行問題等ニ関シ露国外相ヲ説得方訓令ノ件」、六月一日付在露国本野公使ヨリ林外務大臣宛「日露協約案中蒙古等ノ懸案ニ付露国外相トノ交渉顛末報告ノ件」『外文』四〇卷Ⅰ、一四四—一五〇頁、外務省政務局第三課編『日露交渉史』一四九—一五一頁。
- (74) 「日仏協約」外務省編『日本外交年表並主要文書』上卷（原書房、一九六五年）二七四—二七六頁、池井『日本外交史概説』三訂版、一〇〇—一〇一頁。
- (75) 六月一日付林外務大臣ヨリ伊藤韓国統監宛「日露協約案中ノ案件ニ関スル元老會議ノ決定ニ付意見問合ノ件」、六月二〇日付林外務大臣ヨリ在露国本野公使宛「日露協約案中蒙古及松花江ニ関シ交渉方針訓令ノ件」、七月四日付在露国本野公使ヨリ林外務大臣宛「日露協約案ニ関シ露国外相ト会谈ノ結果報告及請訓ノ件」『外文』四〇卷Ⅰ、一五四—一五五、一五八、一六〇—一六一頁。
- (76) 「日露第一回協約」外務省編『日本外交年表並主要文書』上卷、二八〇—二八二頁、鈴木隆史『日本帝國主義と満州』一九〇〇—一九四五』上卷（塙書房、一九九二年）一七一—一七二頁。
- (77) 千葉『旧外交の形成』一七九頁。
- (78) 北岡『日本陸軍と大陸政策』六八頁。
- (79) 『外文』対米移民問題經過概要（大正期第二四冊）一三七—一三九、一四三—一四七頁。
- (80) 一〇月二三日付林外務大臣ヨリ在米国青木大使宛「桑港ニ於ケル排日ニ関シ米国政府へ交渉方訓令ノ件」『外文』三九卷Ⅱ、四二—四三頁。
- (81) 箕原俊洋『排日移民法と日米関係——「埴原書簡」の真相とその「重大なる結果」』（岩波書店、二〇〇二年）二〇—二二頁。
- (82) 賀川真理『サンフランシスコにおける日本人学童隔離問題』（論創社、一九九九年）四頁。
- (83) 一月一〇日付在米国青木大使ヨリ林外務大臣宛「米国國務長官ヨリ日米労働者移民相互的禁止ノ協定締結方提議ノ件」『外文』四〇卷Ⅲ、二七〇—二七五頁。
- (84) 『外文』対米移民問題經過概要（大正期第二四冊）一七一頁。

- (85) 箕原俊洋『カリフォルニア州の排日運動と日米関係——移民問題をめぐる日米摩擦、1906～1921年』(有斐閣、二〇〇六年) 二八頁、千葉『旧外交の形成』一八一頁。
- (86) 池井『日本外交史概説』三訂版、一〇二—一〇三頁、箕原『カリフォルニア州の排日運動と日米関係』二六頁。
- (87) 二月二日付在米国青木大使ヨリ林外務大臣宛「米国國務長官ヨリ労働者移住禁止協定迅速締結ノ希望申出ノ件」、二月六日付林外務大臣ヨリ在本邦米国大使宛「日米間移民制限協定締結ニ条件付ニテ同意ノ旨回答ノ件」『外文』四〇卷Ⅲ、三〇八、三二六—三二九頁、千葉『旧外交の形成』一八一頁、箕原『排日移民法と日米関係』二七—二八頁。
- (88) 「一九〇七年三月十四日大統領令」「日本人学童ノ復校ヲ許可セル一九〇七年三月十三日附市学務局決議」『外文』対米移民問題経過概要附属書(大正期第二六冊) 二一—二四頁、箕原『カリフォルニア州の排日運動と日米関係』二八—三〇頁。
- (89) 高橋勝治「日露戦争後の日米関係と移民問題——海軍建艦競争への道程」『国際政治』第一二八号(二〇〇一年一〇月) 一八一頁。
- (90) 同右論文、一八四頁、齋藤眞「米国艦隊の世界周航とT・ローズヴェルト」本間長世編『現代アメリカの出現』(東京大学出版会、一九八八年) 二〇六頁。
- (91) 「日米紳士協約」外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、二八四—三〇五頁。
- (92) 明治四一年一月一八日「政友会大会における総裁演説」立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝』別巻二、一〇四頁。
- (93) 「第二十四回帝國議會衆議院議事速記録」明治四一年二月二四日付第三号、八頁(国立公文書館所蔵)。
- (94) 箕原『カリフォルニア州の排日運動と日米関係』三二—三三頁。
- (95) 齋藤子爵記念会『齋藤實伝』第二巻、九二頁。
- (96) 三月一四日付在米国高平公使ヨリ林外務大臣宛「米国艦隊周航ノ予定並日本政府ノ同艦隊招請方ニ関スル件」、三月一八日付林外務大臣ヨリ在米国高平大使宛「米国艦隊日本來航招請ニ関シ訓令ノ件」、三月二一日付在米国高平公使ヨリ林外務大臣宛「米国艦隊日本訪問招請受諾ニ関スル件」『外文』四一卷Ⅰ、一五二—一五四頁。
- (97) 角田『滿州問題と国防方針』三九八、四一三—四一四頁。

- (98) 外務省編『小村外交史』（新聞月鑑社、一九五三年、復刻、原書房、一九六六年）七六四頁。
- (99) 一〇月二五日付小村外務大臣ヨリ在米国高平大使宛「太平洋問題及清国ニ於ケル機会均等主義ニ関スル日米協商ニ付訓令ノ件」『外文』四一卷I、七九―八一頁。
- (100) 「太平洋方面に関する日米交換公文」外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、三二―三三頁。
- (101) 角田『滿州問題と国防方針』四一七頁。
- (102) 秦郁彦『太平洋国際関係史』（福村出版、一九七二年）七七頁。なお、サンフランシスコ市学童隔離事件に端を発した一九〇六年から一九〇八年までの日米対立を秦は「第一次日米危機」と称している。
- (103) 明治四〇年三月「帝国防防方針案に対する上奏文案」立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝』別巻二、一四六頁。

※ 本稿の論旨は執筆者個人の見解であり、所属する機関の公式見解ではない。